

No.153

Dec.25  
2025

## JIPS DIRECT

## NEWS LINE

証券会社関連の動向 ..... 01  
証券関連業務に関する行政の動き ..... 01

## JIPs LINER

BIMI導入でメールセキュリティとブランド価値を強化 ..... 02

## PICK UP TOPICS

一証券トレンドー  
過去1年間の『JIPs FOCUS』テーマとその現状について ..... 04

## JIPs FOCUS

本格化するステーブルコイン発行への取組みとその可能性 ..... 05

## NEWS LINE | ビジネスニュース

## ◆ 証券会社関連の動向

## IPO

株式投資型CF大手のFUNDINNOがグロース市場に上場(12/5)

— 個人の特定投資家の資金をスタートアップに仲介して成長加速

## 海外進出

大和証券グループ本社は、インドの富裕層特化の証券会社に約50億円出資(12/4)

— 超富裕層向けPBのアンビット・ウェルス(運用残高100億ドル)を持ち分法適用会社とする

## デジタルファンド

VCのBダッシュベンチャーズは野村HDと連携し、個人向けにスタートアップ投資のファンド200億円を組成へ(12/2)

— デジタル証券を使って出資の契約・管理を効率化する仕組みをVCに採用

## 暗号資産指数

日鉄ソリューションズは、暗号資産インデックス協議会を設立(11/27)

— 円建ての仮想通貨のインデックスについて議論し2026年春に報告書を公開予定

## 個人向け社債

ソフトバンクグループは、5,000億円の個人向け社債を発行(11/26)

— 7年債で利率3.98%、発行残高は5兆円規模に

## デジタル証券

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、小口のデジタル証券を個人向けに販売(11/25)

— 大阪の賃貸マンションを投資対象として、1口10万円で約46億円発行。運用期間は2030年8月まで

## 証券事務集約

日本証券業協会は、証券会社のバックオフィスを集約する新会社の設立を発表(11/19)

— 口座のネット開設、相続、外国株の株式分割などに関する業務を引き受ける

## ◆ 証券関連業務に関する行政の動き

・ 株式会社フィスコにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について(12/5)

— 不適正な会計処理(同社及び連結子会社の暗号資産評価損の過少計上)に対し、課徴金1,500万円の勧告

・ スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル(12/2)

— スタートアップへの資金供給を支える各主体と政府による目指すべきエコシステムの方向性・全体像や取組について認識を共有する「スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル」を金融庁と経済産業省の共催で開催

・ 金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」(第6回)議事次第(11/26)

— 金融審議会 暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告(案)

✓ 金商法の規制枠組みの活用

✓ 暗号資産の金商法における位置付け

✓ 金商法で規制対象とする暗号資産の範囲

✓ 資金決済法における暗号資産の規制

✓ 新規販売時の情報提供と継続情報提供

✓ 情報提供の内容の正確性・客観性の確保と『募集・売出し』時の利用者保護

✓ 業規制(兼業規制など)の内容

✓ 銀行・保険会社本体における取扱い など

・ 住商リアルティ・マネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について(11/11)

— 親会社から投資法人に取得させた不動産について、その不動産鑑定評価を依頼するに際し、不適切な鑑定業者選定プロセス及び鑑定業者へ働きかけを行ったことによる行政処分を勧告

～ 金融機関の信頼を守る一手 ～

# BIMI 導入で メールセキュリティとブランド価値を強化

証券口座への不正アクセスが急増し、日本証券業協会によるガイドライン改訂も行われる中、金融機関に求められるのは顧客からの信頼を守るための新たな施策です。本稿では、メールセキュリティ強化とブランド価値向上を同時に実現するBIMI導入の意義とメリットを解説します。

## 投資家に、安心してメールを利用いただくために

- ✓ フィッシングメールは「正規の通知と見分けがつかない」レベルに進化。
- ✓ メール真正性を証明する仕組みが不十分なままでは、顧客の信頼を損ない、企業のブランド価値にも影響。

### 証券口座への不正アクセス急増

2025年に入り、証券口座の乗っ取り被害が急増している。金融庁によると、1～10月の不正取引件数は9,348件、被害額は約7,100億円に達しており、攻撃手法はフィッシング詐欺やマルウェア感染が中心となっている。中でも、**生成AIを悪用した精巧な偽メール**が増加し、従来の対策では見抜けないケースが多発している。

### 投資家行動へ影響する可能性

こうしたフィッシングメールの急増と巧妙化により、投資家のメール開封行動に影響が出ている可能性は高い。連日のように報道された不正アクセス被害のニュースや、金融機関各社による注意喚起によって投資家の警戒心が高まっていくのと同時に、金融機関やECサイトからの通知メールについて、利用者は「**本物かどうか確認するために開封をためらう**」傾向が強まっていると考えるのは自然な流れだろう。

金融機関は、このような投資家心理に寄り添い、投資家が正規のメールを判別しやすくなる対策を採っていく必要がある。それを助けるのがBIMIという認証技術である。

## BIMI (Brand Indicators for Message Identification) とは？

- 認証を経て、受信者のメールクライアントに正規の企業ロゴを表示する仕組み。
- 正規メールであることを“視覚的に証明”し、フィッシング詐欺のリスクを低減することができる。



BIMIについては、国内外で既に導入済みの企業・金融機関は多い。普段、BIMI非対応のメールアプリを利用していると非常に気づき難いため、BIMI未導入の金融機関の方は一度BIMI対応のメールアプリで確認してみると良いだろう。

正規ロゴが表示されている他の企業からのメールの中に、自社のメールだけがアルファベット頭文字のみで表示されている様子を想像してみて欲しい。投資家視点に立てば、「開封をためらう」に留まらず、「認証を受けていない企業」として視覚的に目立ってしまうことになる。従って、「企業の信頼性」といったブランド価値にも影響してしまうリスクを考慮すべきである。



### よくある疑問 「BIMIのロゴ表示ぐらい容易に偽装できるのでは？」

BIMIは単にロゴ画像を表示するサービスではない。認証マーク証明書を取得する際に、対象ブランドに対する**第三者認証**が行われており、サーバー証明書と同様に**審査基準に応じた信頼性を担保**している。

BIMIのロゴ表示は日本では特にモバイル系メールアドレスでのカバー率が高く、現在はGmail、Apple iCloudメール、auメール、ドコモメール、@nifty メールなどが対応しており、フィッシングメールに紛れた正規メールを判別できるようになり、信頼性と開封率が上がる。

## BIMI 導入までに必要なこと

企業メールにBIMIを表示させるためには、DMARCポリシーの変更や、ロゴの適合化、証明書の申請等、いくつかの手順を踏む必要がある。情報セキュリティに関連する知識が豊富な担当がいれば自社単独で導入に至れるかもしれないが、それなりの業務負担も伴う。

自社が抱える人材や体制を踏まえて、導入を単独で行うか、または導入サポートを提供している企業に協力を求めるかを検討する事が望ましい。

### ■BIMI 導入支援サービスのご紹介



JIPは株式会社WOW WORLDと提携し、金融機関様のBIMIの導入を支援するサービスをご紹介します。

金融機関各社様の社内態勢によっては、BIMI導入に至るまでに、様々な壁があるケースもございます。本サービスは、DMARCのポリシー引き上げ支援から、導入に向けた証明書取得・申請、DNSの設定等、BIMIの導入に伴う様々な手続きをご支援します。

導入をご検討の金融機関様はぜひ下記ご連絡先までお問い合わせください。

### BIMI表示までの各種手続きをご支援します

ポリシーの変更



ロゴの適合化



証明書の申請



DNSの設定



BIMI表示



当サービスにつきましては、担当営業または下記までお問い合わせください。

**JIP** 日本電子計算株式会社  
証券事業部 証券営業統括部

【東京】TEL:03-5210-0155 【名古屋】TEL:052-951-4302  
お問い合わせフォーム：<https://www.jip.co.jp/contact/>



◆ 過去1年間の『JIPs FOCUS』テーマとその現状について

本誌『JIPs FOCUS』では、資本市場の在り方や変化について、個人投資家の視点から取り上げています。今回は、2024年7月号～2025年6月号までの1年間のテーマをふり返り、4つの視点から現状を見直してみました。バックナンバーについては、弊社HPをご参照ください。 URL: <https://www.jip.co.jp/report/>

○：概ね予想どおり変化 △：目立った変化なし ー：予想対象外

	本誌No.	テーマと趣旨	予想結果
◆ 証券会社の変化	No.136 2024年7月号	<b>資産管理型ビジネスの拡がりや変化～リテール証券会社のビジネスモデル転換と多様化への助走となるか</b> 事業戦略として資産管理型ビジネスへの転換を表明するリテール証券会社が増えている。その取組み状況を解説し、米国事例を参考にした上で、ゴールベースアプローチや運用ポートフォリオ構築など必要となる事項について検討した。	○
	No.137 2024年8月号	<b>中堅・地方証券におけるビジネスモデル変化について</b> 中堅・地方証券会社の強みである顧客密着・地域密着を利用して、資産管理型営業への転換や顧客資産全体への関与など、最近の取組みや地域企業への支援などの事例を紹介し、資産管理型ビジネスの業務プロセス強化や企業支援のビジネス化などを検討した。	○
	No.146 2025年5月号	<b>リテール証券会社の2025年3月期決算動向について</b> リテール証券会社の2024年度決算は資産管理型営業の進展もあって、全体として株式委託手数料の減少を投信関連収益で補って増益となった。また、リテール分野から見た銀証連携など他社協働と事業戦略について変化が見られた。	○
	現状の見直し	ビジネスモデルの転換は中堅・地方証券会社に及んできており、資産管理型営業への取組みは避けられない状況であり、地域密着型ビジネスへの模索も増えている。	
◆ 個人投資家	No.142 2025年1月号	<b>個人投資の更なる拡大に向けて</b> 新NISA開始後の個人投資の実態について見直し、iDeCoやJ-FLECなど個人投資家拡大の施策についても解説した。また、投資目的別の個人投資拡大のポイントや、投資プロセスに応じた手法や機能、情報の提供の在り方などを示した。	○
	No.145 2025年4月号	<b>ラップ口座の動向と投資家への情報提供強化について</b> ラップ口座の現状と課題について説明し、ロボアドを含む主要な運用会社や販売会社の状況を示した。またファンドラップにおける投資家への情報提供について、強化が望まれるポイントを重要情報シートの構成を示し、ラップ口座増加がもたらす変化も検討した。	△
	現状の見直し	個人投資家は過去1年間で大きく増加しているが増加スピードは減速してきた。今後、NISAなどの施策の効果が検証される中、更なる個人の投資拡大策が期待されている。	
◆ 行政・制度	No.139 2024年10月号	<b>証券業におけるマネー・ロンダリング対策等の取組みについて</b> 証券業に関わるマネロン対策の動向と全体像を解説し、可能性があるマネロン事例について説明した上で、マネロン対策のリスクベース・アプローチを示し、マネロン対策が証券業務に与える影響と今後想定される変化について検討した。	ー
	No.140 2024年11月号	<b>リスクマネー供給の起点としてのベンチャーキャピタルについて～スタートアップ育成と投資拡大期待の狭間で</b> スタートアップ企業へのリスクマネー供給の起点として重要な役割を担っているVCに関して、機関投資家からVCへの投資拡大を目的とした制度整備について解説し、スタートアップへの資金供給の現状とエコシステム構築に向けたキーポイントについて検討した。	△
	No.141 2024年12月号	<b>資産運用立国への期待と取組みについて～ロードマップは進んでいるのか</b> 資産運用立国実現プランの実行状況を説明した上で、実際の個人投資家の変化や投資運用業の参入状況などを示し、目標別に整理した施策の全体像を解説した。また、資産運用会社の運用力向上など、政策実現のポイントを検討した。	△
	No.143 2025年2月号	<b>公開買付制度の現状について～MBOや同意なき買収の増加に投資家はどの様に対応すべきか</b> MBOや同意なき買収が増加している現状においてTOBや大量保有報告書制度の問題点が顕在化しており、金融審議会ではその見直しが行われているが、投資家からみたTOB等の課題や、市場仲介者の立ち位置などを検討した。	ー
	No.147 2025年6月号	<b>グロース市場の在り方について～上場維持基準の厳格化と成長戦略情報開示強化へ</b> 東証の市場改革の一環として、成長市場であるグロース市場の見直しが上場維持基準の厳格化中心に検討された。その背景とグロース市場の状況・見直しの影響について示し、市場仲介者が期待される機能についても解説した。	ー
	現状の見直し	VC改革の効果が出るまでには時間がかかりそうだ。また、東証の市場改革はスタンダード市場やTOKYO PRO Marketまで広がる可能性がある。	
◆ 商品・その他	No.138 2024年9月号	<b>アナリストの在り方～機能、体制、課題、そして期待</b> 資本市場において企業と投資家の間で重要な役割をはたすアナリストについて、その全体像やアナリスト業務における問題点について指摘し、アナリストの分析プロセスを説明した上で、より多くの企業がアナリストカバーされる可能性を検討した。	△
	No.144 2025年3月号	<b>デジタル証券への期待と課題～金利ある世界の中で個人の債券投資にどの様に影響していくのか</b> デジタル社債の取組みについて解説し、デジタル証券の定義とデジタル化への期待について説明した上で、決済基盤の信頼性や販売チャネルの問題点などを示した。また金融商品のトークン化のメリットや課題、影響などに関しても検討した。	△
	現状の見直し	アナリストカバーの拡充は、上場会社の努力や中堅・地方証券なども取組みもあって改善しつつある。また、デジタル証券は期待値が大きいが見直しはまだ試行段階とみられる。	

◆ 本格化するステーブルコイン発行への取組みとその可能性

■ 日本におけるステーブルコインとその動向

■ 課題と期待について

■ 米国GENIUS法の概要とその影響

■ ステーブルコインの利用拡大を投資視点から考える

■ 日本におけるステーブルコインとその動向

ステーブルコインについて、新規発行や金融機関が関わる提携などの動きが活発化している。ステーブルコイン(以下、SC)の定義は、ブロックチェーン上で決済に利用されるデジタル通貨で、法定通貨に連動することを目指している。また、価格を安定させる仕組みとして、発行量に応じて法定通貨や国債・金などの現物資産や他の流動性の高い暗号資産を担保資産としている。

そのメリットとして期待されていることは、ブロックチェーンの特性を活かしたものが中心になっており、①国際送金などにおける決済速度やコスト削減が大きく期待されること②銀行口座がなくてもスマホとウォレットがあればグローバルな送金や決済が可能となること③24時間取引・送金が可能であり、銀行の営業時間や休日に縛られないこと④スマートコントラクトを活用した自動決済やプログラマブルペイメント(条件付き自動送金)など、新たな金融サービスの基盤となる可能性があること⑤取引履歴がブロックチェーン上に公開され監査や追跡が容易であること、などが挙げられている。

日本では、欧米の当局に先駆けて法整備が行われており、改正資金決済法(2023年6月施行)によりSCは電子決済手段として定義された。その概要を以下に取りまとめた。

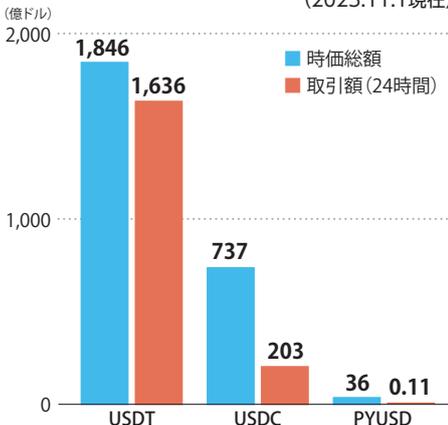
- ・発行主体:銀行、資金移動業者、信託会社のみ限定。
- ・裏付け資産:発行残高の100%以上を現貯金・国債

- 等で保全。信託型の場合は信託財産で分別管理。
- ・分別管理・利用者保護:利用者資産の分別管理、破綻時の償還義務、情報開示義務。
- ・AML/CFT・トラベルルール:送付人・受取人情報の通知義務、疑わしい取引の電子決済手段停止等。
- ・送金上限・滞留規制:資金移動業については、送金上限のない第一種は認可制、登録制の第二種は100万円上限/件、第三種は5万円上限/件、信託型は信託銀行発行なら上限なし。第二種のみ顧客資産を社内に長時間滞留させない規制あり。
- ・外国発行コインの取扱い:現地規制・監査・犯罪時の取引停止措置等を満たす場合のみ取扱い可能。

日本における実際の取組みに関しては、2025年3月にSBI VCTレドが米ドルにペック(1:1で固定連動)するUSDCの国内取扱いを開始している。同社は、三井住友銀行と日本円にペックするSCの流通や新たな決済・運用サービスの創出に関する基本合意を行った。

また2025年10月に、JPYC株式会社が日本円のSCであるJPYCを日本で初めて発行している。2025年11月には、三菱UFJ・みずほ・三井住友の3銀行が三菱UFJ信託銀行・Progrmat社と共同で信託型SCを発行し、三菱商事の国内外拠点間決済における実証実験を開始しており、将来的にはクロスボーダー決済の高度化や企業間決済の効率化・コスト削減を目指すとしている。

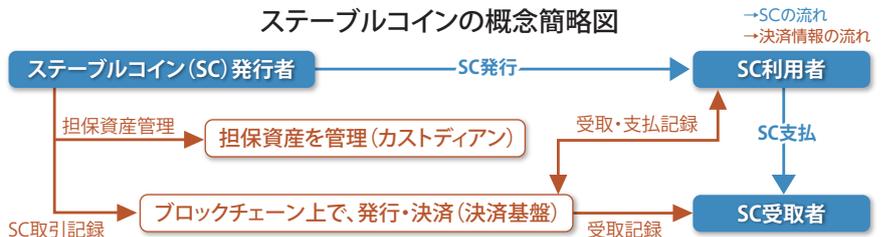
法定通貨担保型SCの時価総額・取引額 (2025.11.1現在)



ステーブルコインの分類

分類	担保方式・特徴	代表例	メリット・デメリット
法定通貨担保型	発行体が銀行口座等で現金や国債などを保有し、1:1で交換	USDT, USDC, JPYC, PYUSD	価格安定性が高い。発行体の信用・規制リスクあり
暗号資産担保型	ETHやBTCなどの暗号資産を過剰担保しスマートコントラクトで管理	DAI, LUSD	分散性・透明性が高い。担保資産の価格変動リスクが大きい
アルゴリズム型	担保資産を持たず、供給量調整等のアルゴリズムで安定化	UST(Terra), FRAX	柔軟な発行が可能であるが、信頼崩壊時の暴落リスクが高い

ステーブルコインの概念簡略図



■ 米国GENIUS法の概要とその影響

欧米においてもSCに関する制度整備が進められており、EUでは2024年6月に暗号資産市場規制(MiCA)が施行され、発行者のライセンス取得・準備資産の保全・監査・AML/CFT対応などが義務付けられた。11月時点で17社25種類(ユーロやドルなどに連動)が承認されている。

米国でも2025年7月に「米国SCのための国家的イノベーションの誘導と確立に関する法律」(通称GENIUS法)が成立している。その概要は以下のとおり。

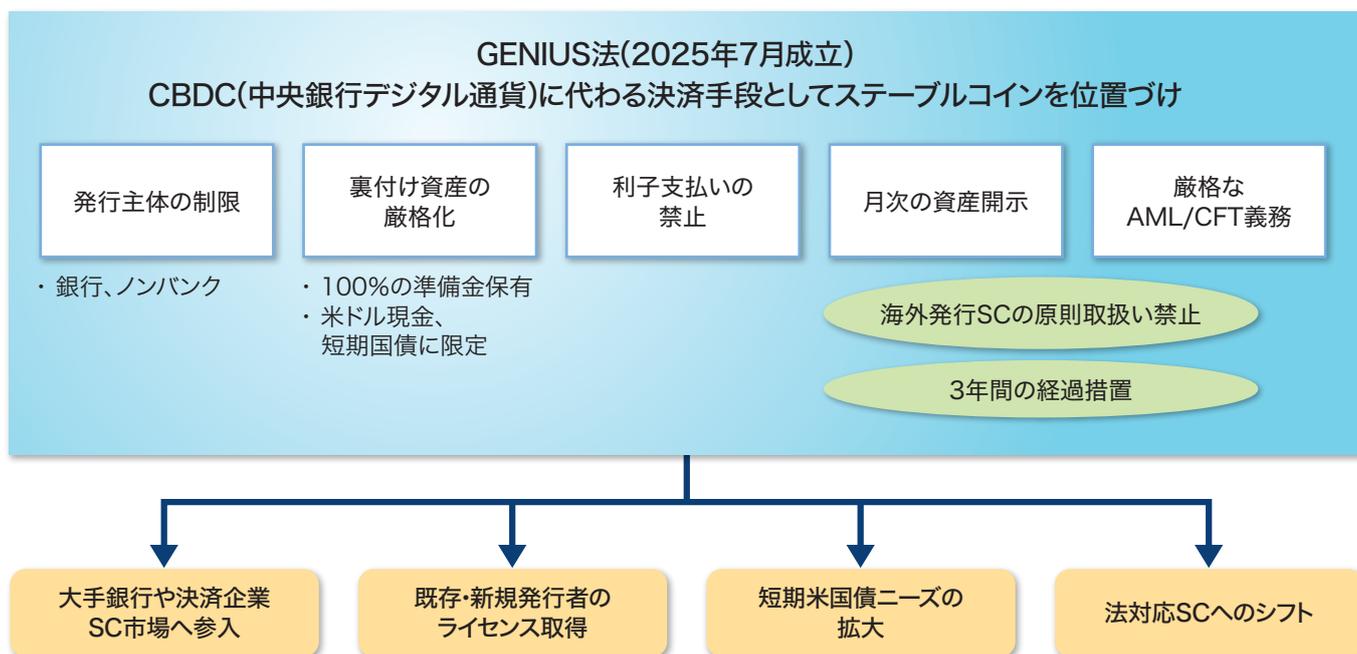
- ・発行主体は認可を受けた預金取扱金融機関若しくは州政府が認めたノンバンクに限る。
- ・発行額に対し1対1(100%)の準備金保有を義務付け。裏付け資産は、米ドル現金または短期米国債(93日以内)等の高流動性資産に限定。無担保型やアルゴリズム型の新規発行は事実上禁止。
- ・発行者による保有者への利子支払いの禁止、月次の資産内訳開示、厳格なAML(アンチ・マネー・ローンダリング)/CFT(テロ資金供与対策)義務を課す。
- ・監督体制については、連邦準備制度理事会(FRB)と通貨監督庁(OCC)が主な監督権限を持ち、発行額100億ドル未満の小規模発行者は州当局の監督も認められる。なお、米財務省やFRBは今後1年以内に詳細なガイダンスやルールを公表する予定。
- ・同法の対象となる発行者(米国外も含む)や既存のSCについては、3年間の猶予期間が設けられ、その間に米財務省の承認を受ける必要がある。

このGENIUS法成立により、SCは決済手段として明確化された為、大手金融機関等による参入表明が活発化している。Citi groupやBank of America、Wells FargoはそれぞれがCoinbaseと提携してSC発行や決済インフラ構築を検討していることが伝えられており、MastercardやVisaなどの大手カード決済会社も暗号資産交換業者などとの提携により、SCによる決済システム構築に向けての計画策定を始めている。また、2025年9月に運用会社のBlackRockはRippleと組んでGENIUS法準拠SC準備資産向けマネーマーケットファンド(BSTBL)提供することを表明している。

将来的にSCが浸透していけば、海外送金や決済手数料が大きく引き下げられることが予想され、大手銀行やカード会社などの既存ビジネスに大きな影響を及ぼす可能性がある。その為、資金決済に係る金融機関等にとってSCに関する戦略策定が喫緊の課題になりつつある。

一方、主要国のSC関連の法規制が整ってきたことで、既に発行されているSCの各国法規制への対応が注目されている。Tether社によって2014年に発行されたUSDTは、本年11月現在の時価総額が1,846億ドルとSC全体の半数以上を占めているが、裏付け資産やAML/CFT対応などからMiCAやGENIUS法への対応が難しいとされていた。しかし、2025年12月には米国法に準拠したSCとしてUSATの発行を発表した。また、2番手のUSDC(2018年、Circle社発行)は、MiCAの規制に適合し、米国においてもGENIUS法の登録申請を公表している。

GENIUS法の概要と影響イメージ(2025年11月時点)



■ 課題と期待について

SCに関して指摘されている問題点を以下にまとめた。これらは今後、主要国において関係法令等が整備・運用されることで、ある程度解消されると思われる。

◆**裏付け資産の信頼性と監査の問題**: 過去にはUSDT (Tether)が準備資産の開示不足や監査体制の不透明さを批判され、USDC (Circle)も2023年3月のシリコンバレー銀行破綻時に一時米ドルへのペッグを外すなど、発行体リスク・カウンターパーティーリスクが顕在化した。また、2022年5月には他の暗号資産をアルゴリズムで管理していたTerraUSDが、短期間でスパイラル的に下落してSCとして崩壊する事象が発生した。

◆**技術的リスクとスマートコントラクトの脆弱性**: SCはスマートコントラクトで発行・管理されるため、バグやハッキング、チェーン間移転時の脆弱性がリスクとなる。事例としては、2025年2月のBybitハッキング事件(約15億ドルの不正流出)では複数チェーンをまたぐ資金洗浄やミキシングサービス(取引の匿名化)の悪用が確認された。

◆**マネーロンダリング・不正利用リスク**: SCは匿名性や即時性を悪用したマネーロンダリングや経済制裁逃れに利用されるリスクが高い。ミキシングサービス以外でもチェーンホッピング(異なるブロックチェーン間でトークンを交換)や、ノンカस्टディアルウォレット(交換業者に依存せず自己管理型のウォレット)の利用などで、犯罪手法も高度化している。

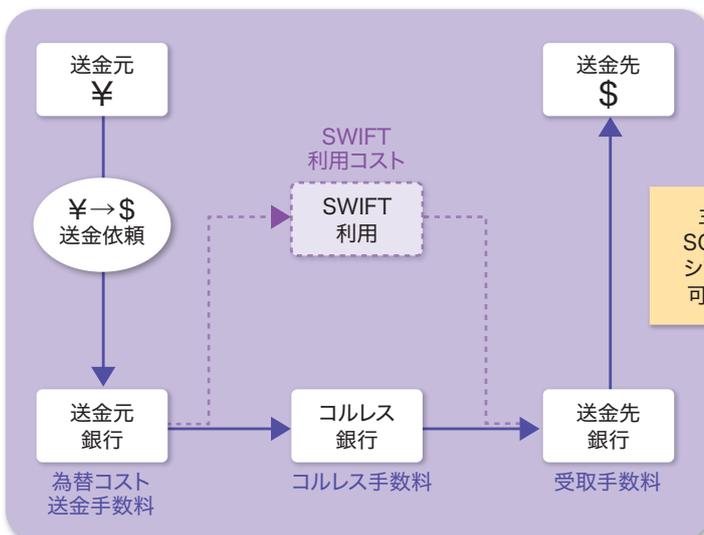
◆**ペッグ外れ・流動性リスク**: 市場の信頼が失われたり、裏付け資産の流動性が不足した場合、額面価格と市場価格の乖離(デペッグ)が発生するリスクがある。特に流動性の低い新興コインは注意を要する。

SC利用に関して最も期待が大きいのは国際間の資金決済である。現在の一般的な資金決済は下図に示したように、送金元と送金先の銀行間でコルレス銀行を使って送金を行う方法だ。この仕組みだと送金に数日必要で、送金者のコストも数千円から数万円かかることとなる。これに対して、SC利用の海外送金はブロックチェーンの決済インフラを使って直接送金先に送ることが可能で、コストは決済インフラの「ガス代(数十円程度)」で済んでしまう。また、将来的にSC利用が拡大すれば、受け取ったSCを次の資金決済に利用することもできる。

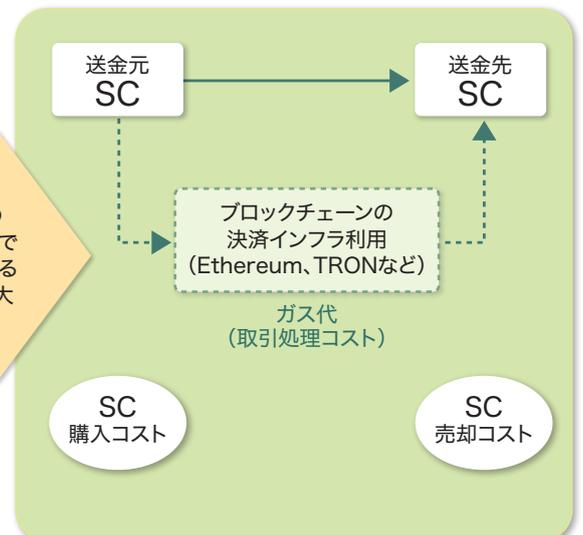
この為、企業間の国際資金決済分野でSC決済が広まれば、既存の国際送金インフラに大きな影響が与えることが予想され、主要国の大手銀行にとってはSC発行に関与していくことが必然となりつつある。SC決済は、銀行が関わる国際送金の代替に留まらず、BtoCでも利用が進むことが予想されており、ECサイトの支払いやカード決済への取り組みがシンガポールなどで始まっている。また、欧州やアルゼンチンなどにおいても大手カード決済のVISAがクレジットカードやプリペイドカードのSC決済機能を提供し始めた。銀行口座をもたない個人でもSCの海外送金が可能で、外国人労働者が母国に送金するための国際送金方法としても期待されている。

SCの発行総額は、2025年11月時点で約3,000億ドル程度と推計されているが、上記のような既存決済インフラの代替や新たな資金決済方法としてのSC利用拡大が予想されており、Morgan Stanleyは2028年の発行総額は2兆ドルに達する可能性があるとしている。

従来の国際決済フロー



SCによる決済フロー



■ ステ이블コインの利用拡大を投資視点から考える

SCの利用拡大が、投資に及ぼす影響について次の3点から考えてみたい。

**【通貨や金融政策への影響】**米国のGENIUS法により短期米国債の需要が高まることが予想されている。発行体はSC発行増加に伴い大量の短期米国債を購入する必要が生じ、このことが米国短期金利の低下圧力となる。また、米国の短期金融市場において米国債を担保とするリバースレポの増加も予想され、結果として米国債全体の需要増加を指摘する市場関係者が多い。米国債市場動向は各国の金融政策にも影響を及ぼす可能性が高く、今後主要国の金融当局は、SC発行動向を注視していく必然性が生じることになるだろう。

なお、米国はSC発行を民間に委ね、CBSC(中央銀行デジタル通貨)は禁止するとしているが、EUはユーロに連動するCBSC発行の準備段階としてインフラ事業者を選定し実証実験を実施中で、2026年制度化、2027年試験運行、2029年ユーロ圏全体で発行を目指している。

**【投資テーマとして】**決済システムという経済の基幹部分に変化をもたらす可能性のあるSC発行体は大規模な資金調達を進めている。

USDTの発行体であるTetherは、2025年9月に最大200億ドル規模の大型資金調達を検討していることが伝えられており、SC関連以外にAIやエネルギー、データセンターなどに投資するとしている。

また、USDCを発行するCircleは2025年6月にニューヨーク取引所に上場して約11億ドルを調達し、上場時の時価総額は約167億ドルに達した。同社は2025年1月にはトークン化マネーマーケットファンド

(MMF)の「USYC」を発行するHashnoteを買収し、トークン化証券やDeFi基盤を強化し、開発者向けのUSDCグラントプログラムを継続展開することで、エコシステム拡大を進めている。

**【金融商品取引のイノベーション起点として】**国際的な資金決済取引においてSCが普及することは、国外の債券・株式投資においても、決済・為替コストを大幅に引き下げることに繋がる。例えば、日本の投資家が米国株式を米国市場において約定した同じタイミングで円のSCが米ドルのSCに時価レートで自動的に交換されることが投資効率の面では望ましい。その可能性があるものの一例として、CircleのFXソリューションであるStableFXが挙げられる。これは、USDCを軸に、他の通貨建ステーブルコインとの交換・決済を可能にすることで各発行体と相互運用するネットワークを構築しようとするもので、2025年11月にJPYCの参加が公表されている。

現在、Nasdaqは株式やETFをトークン化してブロックチェーン上で取引できる仕組みの導入を本格的に検討し、2025年9月にはSECに規則改正を申請した。数年後には日本からSCを介してNasdaqに上場しているトークン化株式を取引することが可能になるかも知れない。日本におけるデジタル証券の現状は不動産証券化商品のトークン化が先行しており、債券では試験的な発行が行われ、株式トークンではProgmataが2026年中の取引システムの構築を目指している。

今後のSC普及が決済システムに革新をもたらすものであることは否定できず、経済全体のデジタル化を一層進めるものだろうが、課題解消に向けた取り組みの必要性が高まっていることにも留意が必要になる。

投資視点からみたSC利用拡大の影響



**【編集・発行】** 日本電子計算株式会社 証券事業部  
 URL <https://www.jip.co.jp/> 〒102-8235 東京都千代田区九段南1丁目3番1号  
**【お問い合わせ・ご要望】** TEL:03-5210-0153 FAX:03-5210-0221  
 E-mail [shoken\\_contact@cm.jip.co.jp](mailto:shoken_contact@cm.jip.co.jp)

NTT DATA Group

●掲載される情報は日本電子計算(株)(以下JIP)が信頼できると判断した情報源を基にJIPが作成・表示したものです。その内容及び情報の正確性、完全性、適時性について、JIPは保証を行っておらず、また、いかなる責任を持つものでもありません。●本資料に記載された内容は、資料作成時点において作成されたものであり、予告なく変更する場合があります。●本文およびデータ等の著作権を含む知的財産権はJIPに帰属し、事前にJIPへの書面による承諾を得ることなく本資料および複製物に修正・加工することは固く禁じられています。また、本資料およびその複製物を送信、複製および配布・譲渡することは固く禁じられています。●JIPが提供する証券・金融業界情報、市場情報は、あくまで情報提供を目的としたものです。以上の点をご了承の上、ご利用ください。